昭和53年2月5日　505号

千代田区のおしらせ

東京都千代田区役所（九段南一丁目6番11号）電話（264）0151（大代表）郵便番号102

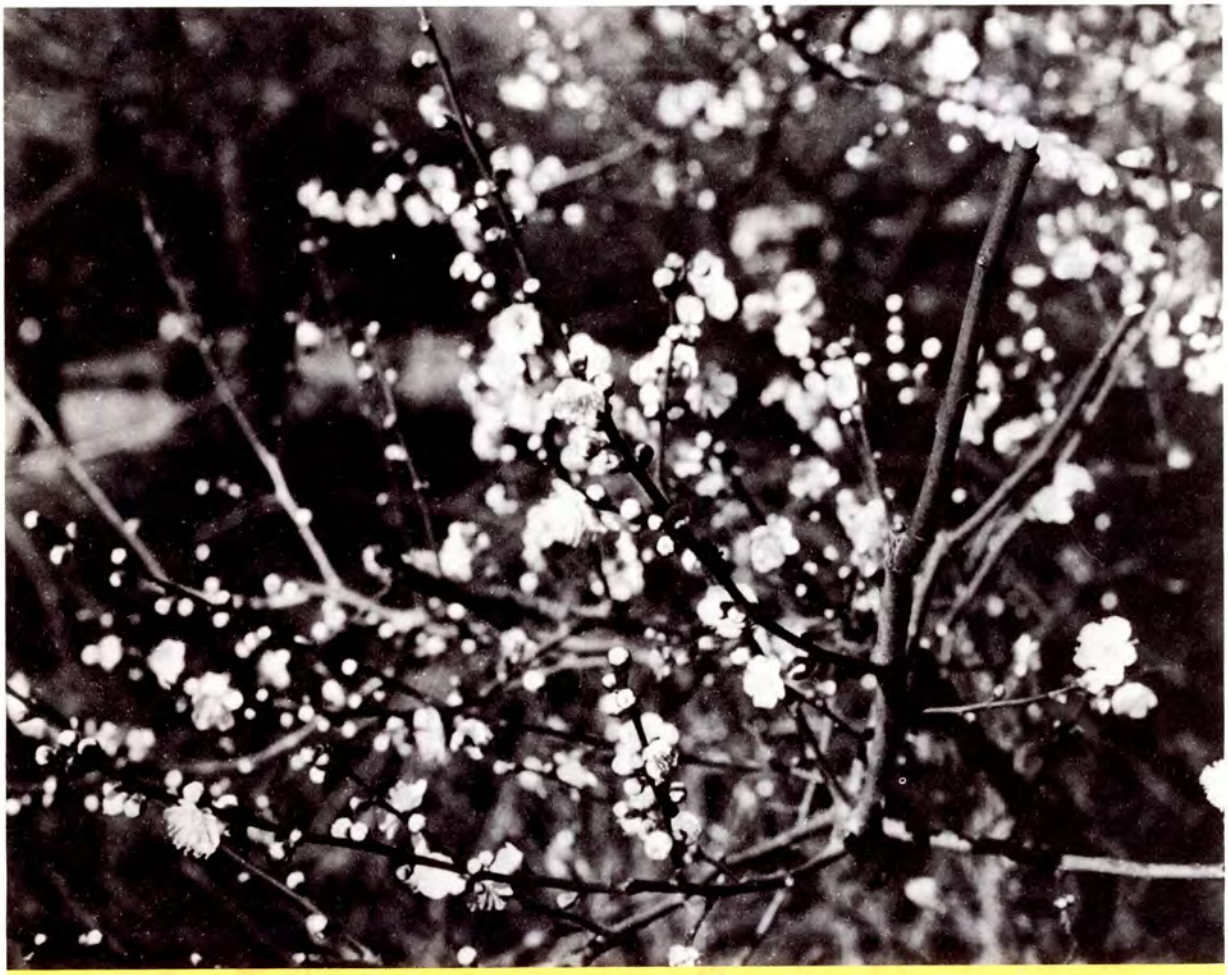

しのびよる春

ことしの冬は、寒さが長続きしないのが特徴といわれ、都心の最低気温が、一月二十日までに零度を割った日は、去年の十一日に比べことしはわずか二日だけだという。

それでも、「寒」に入ってからの朝晩の冷込みはさすがに身にこたえる。

節分も過ぎ、これからは日一日と延びる日脚とまばゆさをます陽光に、しのびよる春の足音が感じられよう。

例年より早めの梅の開花が、春の早い訪れを告げているようでもある。

〝梅一輪一りんほどの
あたたかさ〟
—嵐　雪—

（写真＝一月二十三日、日比谷公園で）

中小企業に働くひとのための《勤労者生活資金》

30万円まで融資

区では、中小企業に働くみなさんのために、教育、医療、出産、住居の修理などの生活資金をお貸ししています。

これからの時期は、入学金や学用品など、ふだんより余計な出費がかさむときです。

そのようなときこの資金をご利用ください。

貸付限度額　三十万円

返済期間　一か月据置後、三十三か月以内の均等返済

利　率　年六％

資　格

①区内に住む中小企業の勤労者か区内の中小企業に勤務するひと

②現在勤務している企業に引続き一年以上勤務し、今後も引続き勤務するひと

③原則として満二十歳以上のひと

④区内に住む確実な保証人がひとりいること（やむを得ない場合は都内）

⑤すでにこの融資を受けているときは、それを返済していること

貸付方法　申込みがあると、商工課で書類を審査して、指定金融機関へのあっせん書を送ります。貸付が決まると、金融機関から本人宛に連絡があります。

申込先　商工課融資担当（内線621）

なお、申込みに必要な書類は商工課にあります。

借りるあてがないときは《生業資金》と《応急資金》

区には、事業を営むひとを対象にした生業資金と急にお金が必要になったとき融資する応急資金の制度があります。

「借りるあてがない」というときは、ぜひこの資金を、お役立てください。

個人で事業をしているひとに 生業資金

60万円まで融資

生業資金は、個人で事業を営んでいるひとやこれから事業を始めようとするひとを対象にした貸付制度です。

融資を受けるあてがないというとき、ぜひこの制度をご利用ください。

なお、申込みがあると区の生業資金貸付審査会で審査して、資金をお貸ししています。

貸付額　六十万円以内（特別な場合は七十万円）

返済期間　六か月据置後五十四か月以内の均等返済

利　率　年三・六五％

資　格

①区内に一年以上住んでいるひと

②区内に住む確実な連帯保証人がひとりいること（やむを得ない場合は都内）

③住民税を完納していること

急にお金が必要になったとき 応急資金

12万円まで融資

応急資金は、区民のみなさんが、災害、病気、結婚、進学、就職、などで急にお金が必要になり、他からすぐに資金が借りられないとき、その資金をお貸しする制度です。

この応急資金は、無利子、無担保で融資が受けられ、申込んでから一週間ぐらいで融資が受けられます。

貸付額　一世帯十二万円以内（災害の場合は二十四万円）

返済期間　六か月据置後、二十か月以内の均等返済

利　率　無利子

資　格

①区内に三か月以上住んでいるひと

②独立の生計を営んでいる世帯主

③確実に返済できるひと

なお、申込みには申込書のほか、資金を必要とする証明書（見積書、請求書、領収書など）が必要です。

生業資金と応急資金の申込みは福祉課厚生係へ

区内中小企業の優良従業員を表彰します

3月16日区公会堂で

区では、三月十六日(木)、千代田区公会堂で、区内の中小企業で働く勤務成績の優良な従業員の方を表彰します。

推せん基準はつぎのとおりです。

・区内の中小企業の従業員で、五年以上同じ事務所に勤め、他の模範となるひと（すでにこの表彰を受けたひとは除く）

・商店会長、業種別商工団体代表者の推せんするひと

ただし、商店会、業種別商工団体に加入していない事業所の従業員は、町会長か東京都中小企業事業所定着指導員の推せんになります。

推せん書の提出期限　二月十五日(水)までに規定の推せん用紙に記入して商工課商工係へ提出してください。

問合せ　商工課商工係まで

奨学資金の申込みは2月28日までに

区では、都内の高等学校に在学しているひとと、ことしの四月に高校に進学するひとを対象に、無利子で奨学資金をお貸しします。

貸付金額

・公立高等学校生徒
　月額八千円以内

・私立高等学校生徒
　月額一万二千円以内

高校に進学する中学生は、入学準備金として、七万円以内。

資　格

①区内に一年以上住んでいるひと

②経済的理由で修学が困難なひと

③都内の高等学校に入・在学するひと

④同種の奨学金を他から受けていないひと

申請期限　二月二十八日(火)まで

返済方法　高等学校を卒業して、一年経過後、十年以内の年賦か半年賦、または月賦により返済

申込み・問合せ　厚生部管理課児童係

不用品交換会

2月21日開催 区立水道橋住宅で

みなさんの家庭や事務所などで不用となったものを持ち寄って、交換する「不用品交換会」が開かれます。

この不用品交換会は、家具や大型電化製品なども出品され、無料で交換する方式で行われます。

なお、品物を出品しないひとでも、品物を受取れます。

とき　2月21日(火)　正午から午後4時まで

ところ　区立水道橋住宅（三崎町2－22－12）

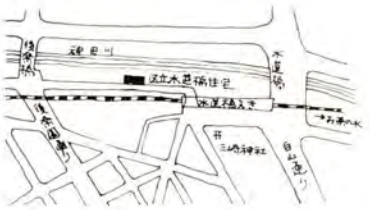

出品されるもの

衣類、家具、電化製品、日用雑貨、楽器、スポーツ用具など。

展示品の受取り

希望する品物があれば、その場で受取れます。原則として、品物はご自分で運んでください。

なお、品物によっては、抽せんで引取先を決めるものもあります。（抽せん申込みは午後2時まで）

問合せ　環境課環境係

地区懇談会

各地区で開催中

各地域のみなさんがその地域に関係の深い問題について話合う、「地区懇談会」が、二月二日の万世橋地区を皮切りにつぎのような日程で開かれています。

みなさんおさそいあわせのうえぜひご参加ください。

二月七日(火)　神田公園区民会館
二月八日(水)　神保町区民会館
二月十日(金)　和泉橋区民会館
二月十三日(月)　番町区民会館

時間は、各会場とも午後六時三十分から八時三十分までです。

確定申告の説明会

2月8日から

区では、税務署、都税事務所、税理士会の協力で、所得税、特別区民税、都民税、個人事業税の申告書の書き方などについての説明会を開きます。

なお、当日会場で、所得税、相続税などの相談も受付けます。

時間は、各会場とも午後一時三十分から四時までです。

月日	会場
二月八日(水)	和泉橋区民会館
二月九日(木)	神保町区民会館
二月十日(金)	万世橋区民会館
二月十三日(月)	神田公園区民会館
二月十四日(火)	番町区民会館
二月十五日(水)	富士見区民会館

確定申告をして税金が戻るひと

確定申告をしなくてもよいひとで、源泉徴収された税金や予定納税をした税金が納め過ぎになっている場合、還付を受けるための確定申告をすることができます。

つぎに該当するひとは、税金を納め過ぎていないかどうか、確めてください。

- 昭和五十二年の所得が少ないひとで、利子所得、配当所得、原稿料などがあるひと
- 給与所得者で、雑損（盗難・火災など）、医療費、住宅取得などの控除が受けられるひと
- 給与所得者で、昭和五十二年中に退職し、その後就職しなかったため年末調整を受けなかったひと
- 予定納税をしているひとで、収入が大幅に減ったひと

この還付を受けるための確定申告は、すでに税務署で受付けています。

くわしいことは、税務署所得税部門まで問合せてください。

麹町税務署　☎294－四五五一
神田税務署　☎294－四八一一

区長にひとこと電話でどうぞ!!

「ハイ！区長です」

毎月1日と15日
午前10時から正午まで

☎ 264-0151

区政に対する意見・要望・提案などがありましたら、お気軽にダイヤルして、区長と直接お話ししてください。

受付日　毎月1日・15日の午前10時から正午まで（この日が日曜・祝日の場合は、翌日になります。）

電話するときは　264-0151（区役所代表番号）にかけて、「"ハイ！区長です。"の係へ」と交換手に告げてください。すぐ、区長室につながります。

なお、なるべく多くのみなさんに利用していただくため、電話はひとり2通話（6分）程度でお願いします。

レコード、カセット・テープ、16ミリフィルムなど 視聴覚ライブラリーのご利用を

千代田図書館では、図書の貸出しや閲覧ばかりでなく、レコード、カセット・テープ、16ミリフィルムや映写機などの視聴覚資料や機材を集めた「視聴覚ライブラリー」があり、多くのみなさんにご利用いただいています。

この視聴覚ライブラリーでは、レコード、映写機などを無料で貸出すほか、16ミリ映写機の講習会や新着フィルムの試写会も行っています。

今号では、視聴覚ライブラリーをとりあげてご紹介します。

レコード、カセット・テープをお貸しします

●レコード

図書館二階のレコードコーナーでは、クラシック音楽、ポピュラー音楽など、各種のレコードを取りそろえて、区内在住・在勤・在学者を対象に貸出しています。

借りるときは、身分証明書、学生証など住所を証明できるもののほかに、現在使用しているレコード針を持参してください。

ひとり三点以内借りることができ、貸出し期間は十日間です。

●カセット・テープ

身分証明書、学生証など住所を証明するものを持参するだけで、お好みのテープを借りることができます。場所、対象、点数、期間はレコードと同じです。

なお、希望するレコード、カセットテープがありましたら、備えつけの用紙に必要事項を記入して、係員に提出して下さい。

16ミリフィルム・映写機の貸出しと講習会

●映写機の貸出し

千代田区内の団体を対象に、貸出しをしています。

初めて借りるときは、まず登録をしてもらいますが、登録をするときは、東京都か都内の市区町の教育委員会が発行した「16ミリ発声映写機操作講習会」の修了証が必要です。

貸出し場所は、図書館四階の視聴覚係です。また、各出張所でも貸出しています。

●映写機の操作講習会

正しい映写機の取扱いやフィルムの使い方を知っていただくため年二回、初心者を対象に、五日～七日間で、操作講習会を開いています。

この講習会が修了したときに「修了証」を発行します。

講習会の日程は、そのつど「区のおしらせ」でお知らせしています。

●映写機の検査と登録

年一回、定期検査として、団体で持っている16ミリ映写機の検査と登録を実施し、その映写機の登録を受付けています。

また、随時にも受付けています。

この検査と登録が済んでいないと、公立フィルムライブラリーを利用することができません。

新着フィルムの試写会とレコードの試聴会

新しく購入した16ミリフィルムをみなさんに見ていただくため、年四回、「新着フィルムの試写会」を開催しています。

また、よい音楽を聞いてもらおうと、年六回、新着レコードの試聴会も行っています。

毎回入場は無料ですので、お気軽にご来場ください。実施日については、そのつど「区のおしらせ」でお知らせしています。

アニメーションを中心にこども映画会

幼児と小学生を対象に、毎月一回、第四土曜日の午後二時から、図書館四階で、こども映画会を行っています。

ここではアニメーション映画を中心に上映しています。

日程、上映作品については、図書館一階のこども室に掲示しています。

みなさんの声を視聴覚ライブラリーに

視聴覚ライブラリーでは、みなさんがライブラリーを利用するうえで、「こんなことをしてほしい」「このような機材を購入してはどうか」など、より利用しやすいライブラリーにするため、つぎのとおり「利用者の声を聞く会」を開きます。

ライブラリーに対する意見・提案などありましたら、何でも結構です。ぜひお聞かせください。

とき　二月二十四日(金)　午後二時から四時三十分まで

ところ　区役所六階会議室

対象　区内在住・在勤・在学者

定員　二十名

申込み　二月八日(水)から十八日(土)までに千代田図書館視聴覚係に申込んでください。

●視聴覚ライブラリーの内容

項　目	数　量	内　容
レコード	2,258枚	クラシック・ポピュラーなどが中心レコードもあります
カセット・テープ	352点	クラシックから邦楽までの音楽テープと童話集など
16ミリフィルム	722本	アニメーション、スポーツ、医学、家庭関係など
スライドフィルム	324点	童話・文学（解説書付）のフィルム
16ミリ映写機	18台	
8ミリ映写機	4台	
8ミリ撮影機	1台	
スライド映写機	6台	

視聴覚ライブラリーについての問合せは
千代田図書館視聴覚係までどうぞ。
☎264－0151（内線449）
休館日　毎週月曜日と毎月14日
開館時間　午前9時から午後5時まで

なんでもご相談ください

区政案内相談コーナー

〔区役所玄関ホール〕

「こんなことはどこの係で相談していいかわからない」「この届出にはどんな書類がいるのか」……こんな思いをしたことはありませんか。

そんなときは「区政案内相談コーナー」をご利用ください。

「区政案内相談コーナー」では、いつでも、どんなことでも相談や案内に応じています。

そして、その問題が区の仕事であれば、その場で解決できるように努め、都や国のことであれば、連絡先や申込先を紹介したり、関係先に取りついだりしています。

また、区政のことをくわしく知りたい方には資料の提供なども行っています。五十年十一月開設以来、五十二年末までに約八千人の方が利用しています。

夜間・休日でも受付

広聴電話

夜間・日曜日など職員が直接応対できない場合があります。

そのときは、☎262―九六六九にダイヤルしてください。

あなたの電話の〝声〟が録音され、翌朝こちらから連絡するようにしています。

留守番電話ですから、住所、氏名、電話番号を忘れずに言ってください。

専門的な知識が必要な相談は

区民相談で

法律上の問題、一身上の悩みごと、交通事故の賠償問題など、専門的な知識が必要なときや、他人には知られたくない問題で相談したいときは、つぎのような区民相談をご利用ください。

弁護士、税理士、人権擁護委員、行政相談委員、交通事故相談員、一般相談員が相談のお相手をします。

● 相談一覧

相談名	相談日	相談時間	相談内容	相談場所
法律相談	毎週水曜日（第5週は休み）	午後1時～4時（受付けは3時まで）	土地、家屋、金銭問題	区民相談室（区役所庁舎向って右側）
税務相談	毎週木曜日（第5週は休み）	午後1時～4時（受付けは3時まで）	国税、地方税などの税金について	
人権身の上相談	第2火曜日	午後1時～3時	人権の侵害や身の上の心配ごと	
行政相談	第1月曜日	午後1時～3時	国や公社、公団についての不満や苦情	区政案内相談コーナー（区役所庁舎一階）
一般相談	日曜、祝日を除く毎日	午前9時～午後5時（土曜日は、午前9時～正午）	日常生活全般について	
交通事故相談	月・水・金曜日	午前9時～午後5時	事故解決のための示談、賠償請求について	区民相談室

あなたの町で区民相談を

区民相談を身近な場所でお気軽に利用していただくために、毎年各出張所において区民相談を行っており、来たる二月二十四・二十八日の両日、富士見・和泉橋出張所で行います。

また今回の相談内容は、所得税の確定申告を控え、確定申告書の書き方や税についての一般的な相談、区政についての相談にも応じています。

どうぞお気軽にご相談ください。

とき・ところ

二月二十四日(金)　富士見出張所　☎263―三八四一

二月二十八日(火)　和泉橋出張所　☎253―四九三一

時間はそれぞれ午後一時～四時まで

こんな相談がありました……

「区政案内相談コーナー」や「区民相談室」では、つぎのようなさまざまな相談が持込まれています。

こんなことを相談してもよいのだろうか…と言うような心配はいりません。お気軽にご利用ください。

○老人福祉センターの娯楽室で足の不自由な人が碁や将棋をするので椅子を設けたらよいと思う。

○区内の坂と標高について調べたいが、資料がありますか。

○新規に事業を始めることになったが、どこに登録してよいのかわからないので教えてほしい。

○区内の道路に自転車道を設けてほしい。また、今後の都市計画にこの案が入っているか調べてほしい。

○子供の名前がわかりにくいので名前を変更したい。どこに手続きにいけばいいのですか。（一般相談）

○深夜になると、隣家で楽器の演奏を始める。注意すると一時は静かになるが、数時間たつとまたうるさくなる。どうにかならないか。（人権身の上相談）

○昨日、身障者のグループと一緒に車椅子で区役所前から北の丸公園まで回ったが、北の丸公園の休憩所には段があり車椅子では利用ができなかった。（行政相談）

○私道上に隣家が物干しを建てた。隣家は私有地だからといって、当方の門前に設置している。どうにかならないか。（人権身の上相談）

○不動産が亡父の名義になっている。私の名義にするには、どうすればよいでしょう。（一般相談）

見舞品を
余震続く伊豆に届ける

先の「伊豆大島近海地震」で大きな被害を受けた伊豆の河津町と東伊豆町に、一月二十一日、毛布六百枚と防寒コート六十着を届けました。

これは、震災対策を区政の大きな柱の一つとしている千代田区として、被災地の町民のために何か役立ちたいと救援物資を届けることを決めたものです。

当日、「千代田区民を代表して、一日も早い復旧を祈ります」という遠山区長のメッセージとともにお見舞品を河津・東伊豆両町長に手渡しました。

敬老入浴券と理髪サービス券
有効期限は3月31日まで

区では、区内に住む六十五歳以上のおとしよりで、希望するひとに、「敬老入浴券」を差上げています。

また、六十歳以上、三か月以上寝たきりのおとしよりで、希望するひとに、「理髪サービス券」をお渡ししています。

この「敬老入浴券」と「理髪サービス券」の有効期限は、三月三十一日(金)までです。

有効期限が過ぎますと、使用できなくなりますので、まだ券をお持ちのひとはむだにならないようにお使いください。

なお、お手持ちの券が不要なひとは、お手数でも福祉課の窓口か老人福祉センターの窓口にお返しください。

問合せ　福祉課老人福祉係

65歳になったら 老齢年金の請求を

満六十五歳を迎えたら老齢年金を請求する手続きをしましょう。

請求手続きは、区が郵送した書類に必要事項を記入し、印鑑と年金手帳をもって手続きをしてください。

なお、経済的または健康上などの理由で、年金を早く受けたいというひとは、六十歳からでも受けられますが、この場合、表のように年金額が少なくなります。

年齢	支給率
60歳以上～61歳未満	58%
61歳以上～62歳未満	65%
62歳以上～63歳未満	72%
63歳以上～64歳未満	80%
64歳以上～65歳未満	89%

※65歳以前に請求したひとは、65歳を過ぎても年金額は減額されます

問合せ　国民年金課加入給付係

青果物消費者サービスデー
2月16日(木)
青いノボリの八百屋さんで

豚肉の産地直送販売
2月10日(金)
黄色のノボリの肉屋さんで

魚の消費者サービスデー
2月8日(水)・22日(水)
濃紺のノボリの魚屋さんで

国民年金の巡回相談

区では、国民年金の巡回相談をつぎのとおり行います。

年金についてわからないことや聞きたいことがありましたら、お気軽にご相談ください。

なお、当日はかけ金についての相談もお受けします。

二月十四日(火)　万世橋出張所
二月十五日(水)　番町出張所
二月十七日(金)　区役所国民年金課

時間はいずれも、午前九時三十分から午後四時までです。

私立幼稚園児のいる家庭に補助金を支給

区内に住んでいて、こどもを私立幼稚園(四歳児・五歳児)に通園させているひとを対象に、区から補助金が支給されます。

申請期間　二月二十八日(火)まで

金額(月額)
四歳児　千七百円
五歳児　二千二百円

申込み・問合せ　総務課総務係

2月の休日診療当番医

11日	九段坂病院☎262-9191 九段南2－1－39	19日 飯田橋診療所☎230-1800 飯田橋3－9－6
	片桐医院☎866-8466 東神田2－6－5	神田医院☎252-8896 鍛冶町1－8－14
12日	東京警察病院☎263-1371 富士見2－10－41	26日 福田医院☎261-8727 五番町6
	小川町診療所☎293-0661 神田小川町1－1	遠藤医院☎295-1013 神田錦町1－8

- 診療時間は午前9時から午後5時までです。
- 健康保険証は必ずお持ちください。
- 休日診療についての問合せは、いつでも区役所か出張所へどうぞ。

救急
夜間・休日の急病は

夜間や休日に急病になったときは、つぎのところへ連絡してください。

東京消防庁テレフォンサービス
☎212－2323
東京都衛生局夜間・休日案内所
☎216－4828

おしらせ

米飯提供業者は登録更新を

飲食店を経営し、お米を取扱っているひとで、昭和五十年度に登録を受けたひとは、昭和五十三年四月一日以降、この登録が無効になります。

お早目に登録の更新をしてください。

また、これから営業するひとやまだ登録をしていないひとも登録してください。

なお、受付期間中に申請しないときは、新規登録と同じ扱いになり、手数料が変りますのでご注意ください。

また、登録をしないで営業すると食糧管理法違反になります。

受付期間　二月二十日(月)から三月一日(水)まで

必要書類　申請書二通のほか、現在の登録票と保健所の営業許可書

手数料　更新登録手数料　八百円
新規登録手数料　千五百円

提出・問合せ先　商工課消費経済係

剣道教室

とき　三月三日(金)、十日(金)　午後六時から八時三十分まで
三月四日(土)、十一日(土)　午後一時三十分から四時三十分まで

ところ　区立総合体育館剣道場

対象　区内在住・在勤で中学生以上の初心者と三段までの有段者

定員　初心者三十名、有段者二十名

参加費　無料

指導員　木村良一七段、田村三義七段他

申込み・問合せ　社会教育課体育係に申込んでください。定員になり次第締切ります。

剣道大会

とき　三月十二日(日)　午前九時三十分から

ところ　区立総合体育館主競技場

対象　区内在住・在勤で五段以下のひと

種目(個人戦)　少年の部(小・中学生)、初段以下の部、二・三段の部、四・五段の部、女子の部

申込み・問合せ　二月十八日(土)の正午までに、社会教育課体育係に申込んでください。

入札参加願い追加受付

申請期間2月6日→3月4日

昭和五十三年度中に千代田区が発注する工事や物品の請負・供給など、区と取引きしたい方の、入札参加願いを受付けます。

なお、今回は追加受付のため、昭和五十二年中に申請した方は、申請する必要はありません。

受付期間　二月六日(月)から三月四日(土)までの午前九時から午後四時まで(土曜日は、午前十一時まで)

なお、必要書類は表のとおりです。

提出場所・問合せ　経理課契約係

	提出する書類	提示する書類
工事関係	①資格審査申請書 ②印鑑証明書 ③委任状 ④基本カード ⑤登記簿謄本 ⑥使用印鑑届 ⑦業態カード ⑧受付票	①納税証明書 ②許可(登録)証明書 ③完成工事契約書 ④財務諸表 ⑤経審申請書の控
物品関係	①資格審査申請書 ②印鑑証明書 ③委任状 ④登記簿謄本 ⑤使用印鑑届 ⑥財務諸表 ⑦登録証明書 ⑧営業経歴書(総括表・種目別表) ⑨営業概要表 ⑩受理済票	①納税証明書

中小企業の経営相談

電話でも相談できます

区では、中小企業の経営についての問題(金融、経理、労務など)に関して、無料で相談に応じています。

相談のお相手は、中小企業の経営について専門的な資格と知識経験のある中小企業診断士などの経営コンサルタントです。

どうぞ、お気軽にご相談ください。

なお、直接窓口に来られないひとでも、電話で相談ができるように、専用の電話を用意しています。

相談日　毎週月曜日から金曜日までの午前十時から午後四時まで

相談場所　区民部商工課

専用電話　☎264―〇一五一(内線622)

麹町こども会

幼児と小学生を対象に、二月二十二日(水)　午後二時から　番町区民会館区民集会室で人形劇「こぶじいさん」「ポエム・ポエム」を上演します。

児童館だより

●富士見児童館

映画会

二月十八日(土)　午後三時から
「メイフラワー号のネズミ」
いま、二月二十五日(土)に行う、発明あそび発表会の参加作品を募集しています。

●神田児童館

発表会

①作品展示　二月二十三日(木)から二十五日(土)まで、絵や工作などの作品が展示されます。

②発表会　二月二十五日(土)　午後二時から
音楽室、図書室など各部屋の発表会です。
いま、出演者を募集しています。
ひとりで、またはグループで参加してみませんか。

保健所だより

麹町保健所　丸の内3-5-1
☎212-7814
麹町保健所分室　富士見2-2-14
森山ビル内
神田保健所　神田錦町3-10
☎291-3641

胃の集団検診（無料）

三月二十日(月)　午前九時、東京都がん検診センターで

対象は、区内に住む三十五歳以上のひとで、定員は三十名（先着順）です。

申込み　電話で麹町保健所予防課業務係に申込んでください。

栄養指導講習会（無料）

神田保健所では、栄養のバランスを考えた季節料理をテーマに栄養指導講習会を開きます。

この講習会では、献立の立て方や調理実習を行います。

とき　三月三日(金)　午後一時から四時まで

ところ　神田保健所栄養室

対象　区内在住者

定員　三十名（先着順）

申込み　二月二十日(月)までに、電話で神田保健所予防課業務係に申込んでください。

肺機能検査（予約制）

大気汚染などによる肺機能障害を早期に発見するために、麹町保健所では、毎週月曜日の午前九時から十時三十分まで、肺機能についての健康診断を無料で行っています。

せき、たん症状の続くひと、タバコを多く吸うひとは、一度受診してみてください。

検査項目は、%肺活量、一秒量（率）、最大呼気速度、エックス線検査、血圧測定、尿検査です。

申込み　電話で麹町保健所予防課業務係に申込んでください。

乳幼児の療育相談（無料）

麹町保健所では、先天性股関節や斜頸などの乳幼児の身体障害を早期に発見し、回復をはかるための専門医による療育相談を行います。

とき　二月十五日(水)、三月十五日(水)　午後一時三十分から二時三十分まで

ところ　麹町保健所

申込み　電話で麹町保健所予防課業務係に申込んでください。

たんぱく質源を考える食生活展

私たち日本人の食生活は、長い間、米、魚、野菜が中心でした。

戦後、洋風化が進み、高度成長で経済的に豊かになった今日では、パン、肉、乳製品などが食生活に多く用いられるようになりました。

そこで、麹町保健所では、私たちのたんぱく質は、今日どのようなものから取られ、また、栄養のバランスや二百カイリ問題などもからんで、将来のたんぱく質源について考えてみることにしました。

ぜひ、ご来場ください。

とき

二月二十一日(火)　正午から午後四時三十分まで

二月二十二日(水)　午前十時から午後四時三十分まで

ところ　麹町保健所講堂（三階）

展示内容

・たんぱく質源のいろいろ
・たんぱく質とからだ
・新しいたんぱく質源の仲間たち
・深海魚を使った献立

なお、当日はオキアミなど深海魚の試食や、食生活の相談も行います。

春のネズミいっせい駆除週間

2月21日から27日まで

区では、二月二十一日(火)から二十七日(月)まで、伝染病予防や食中毒など、ネズミによる被害を予防するため、春のネズミいっせい駆除を実施します。

ネズミ駆除に効果をあげた一例をあげると、ある地区では、町会ごとに話合って、いっせいに実施しました。

また、ネズミが薬剤をよく食べるようにと設置場所を考え、食用油をまぶしたりして、効果をあげているところもあります。

みなさんも、ネズミがよく薬剤を食べるように工夫してみてください。

町会を通じて薬剤配布

ネズミを退治する薬剤は、町会を通じてご家庭に配布します。

なお、薬剤の使用方法を書いた説明書も一緒に配布しますので、薬剤を使用するときは、説明書をよく読んでください。

また、ネズミ取器も無料で貸出しをしていますので、希望するひとはご連絡ください。

問合せ　保健衛生部管理課衛生係

入園・入学を控えて教育相談のご利用を

電話で予約を

入園や入学、また、進学期を控えて、お子さまのことで、心配ごとや困っていることはありませんか。

たとえば、学校に行こうとしない。医者はどこも悪くないという。これは登校拒否症です。登校拒否児は、こどもに対して自信をもって根気づよく接していけば治るといわれます。

区の教育相談室では、幼児から高校生まで、つぎのような教育上の問題について、専門の先生が無料で相談に応じています。

・就学、特殊学級入級、進路相談
・学業不振、知能検査
・登校（登園）拒否、友だちとの問題、協調性がない、ものをいわない、乱暴して困る
・その他教育上の問題

相談の内容についての秘密は固く守られますので、安心してご相談できます。

相談したいひとは、教育研究所の教育相談室に電話で相談日時を予約してください。

相談受付　毎日（日曜・祝日は休み、土曜日は正午まで）

相談日　毎週火・水・木・金曜日　午前十時から午後四時まで

申込先　教育相談室☎256－八四四六